

教第55号議案

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の件
神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年12月10日提出

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第4号中「3,600円」を「3,600円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

理 由

特殊勤務手当（部活動手当）を業務従事時間に応じた額での支給とすにあたり、規則を改正する必要があるため

（部活動手当の支給基準を、「3時間以上3,600円」から「1時間以上1,200円、2時間以上2,400円、3時間以上3,600円」に改める）

（参考）部活動手当関連事項におけるこれまでの状況について

- ・平成30年5月 神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン策定
- ・平成30年9月 部活動手当支給基準を「4時間以上」から「3時間以上」に改定
- ・平成31年1月 上記基準に見直し

(参考)

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(趣旨)

第1条 略

第2条 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 学校の管理下において行われる部活動

(正規の教育活動としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における生徒等又は学生に対する指導の職務で週休日等又はこれに相当する日に行うもの 勤務1回につき
3,600円

3,600円以内で、当該業務に従事した時間数
に応じて別に定める額